

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成25年3月28日  
規則第16号

改正 平成26年3月31日規則第14号                      改正 令和3年4月1日規則第74号  
改正 令和3年7月1日規則第91号                      改正 令和6年4月1日規則第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造設備)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(設備)

第3条 条例第10条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 訓練・作業室 次に定める基準
  - ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
  - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 居室 次に定める基準
  - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
  - イ 地階に設けてはならないこと。
  - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分の面積を除き、9.9平方メートル以上とすること。
  - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
  - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
  - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (3) 食堂 次に定める基準
  - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
  - イ 必要な備品を備えること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。
- (5) 洗面所 次に定める基準
  - ア 居室のある階ごとに設けること。
  - イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所 次に定める基準

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下 次に定める基準

- ア 幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。

(職員)

第4条 条例第11条第1項第3号の施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）第11条第1項第2号のイの(3)に規定する厚生労働大臣が定めるものとする。

2 条例第11条第2項の規定により定める職員の員数その他の配置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設長の数は、1とすること。

(2) 生活介護を提供する場合の職員の員数の基準は、次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める基準とすること。

ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定める基準

(ア) 看護職員、理学療法士又、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とすること。

a 次の(a)から(c)までに掲げる平均障害支援区分（省令第11条第1項第2号のイの(2)の(一)の(イ)の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下この条において同じ。）に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数

(a) 平均障害支援区分が4未満 利用者（省令第11条第1項第2号のイの(2)の(一)の(イ)の(i)の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。(b)及び(c)において同じ。)の数を6で除した数

(b) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

(c) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

b aの(a)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

(イ) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(ウ) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数とすること。

(エ) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(3) 機能訓練（条例第11条第1項第5号に規定する機能訓練をいう。以下この条において同じ。）を提供する場合の職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定める基準

(ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

- (イ) 看護職員の数は、1以上とすること。
  - (ウ) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とすること。
  - (エ) 生活支援員の数は、1以上とすること。
- イ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数
- (ア) 利用者の数が60以下 1以上
  - (イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (4) 障害者支援施設が、障害者支援施設における機能訓練に併せて、利用者の居宅を訪問することによる機能訓練（以下この条において「訪問による機能訓練」という。）を提供する場合は、前号に定める員数の職員に加えて、当該訪問による機能訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- (5) 生活訓練（条例第11条第1項第6号に規定する生活訓練をいう。以下この条において同じ。）を提供する場合は、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。
- ア 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- イ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数
- (ア) 利用者の数が60以下 1以上
  - (イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (6) 生活訓練を提供する場合で健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置くときにおける生活支援員及び看護職員の員数の基準は、前号のアの規定にかかわらず、次に定める基準とすること。
- ア 生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。
- イ 生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とすること。ただし、他に健康上の管理等を行うことができる職員がいる場合には、看護職員を置かないことができる。
- (7) 障害者支援施設が、障害者支援施設における生活訓練に併せて、利用者の居宅を訪問することによる生活訓練（以下この条において「訪問による生活訓練」という。）を提供する場合は、第5号及び前号に定める員数の職員に加えて、当該訪問による生活訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- (8) 就労移行支援を提供する場合の職員の員数の基準は、次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める基準とすること。
- ア 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準
- (ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。
  - (イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。
  - (ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。
- イ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- ウ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数
- (ア) 利用者の数が60以下 1以上
  - (イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (9) 前号の規定にかかわらず、認定障害者支援施設（条例第10条第2項に規定する認定障害者支援施設をいう。第7項において同じ。）が就労移行支援を提供する場合に置くべき職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。
- ア 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

- (ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。
- (イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。
- (ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。
- イ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数
  - (ア) 利用者の数が60以下 1以上
  - (イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (10) 就労継続支援B型を提供する場合の職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。
  - ア 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準
    - (ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。
    - (イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。
    - (ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。
  - イ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数
    - (ア) 利用者の数が60以下 1以上
    - (イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (11) 施設入所支援を提供する場合の職員の員数の基準は、次に定める基準とすること。
  - ア 生活支援員の数は、施設入所支援の単位ごとに、次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とすること。ただし、機能訓練、生活訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は省令第11条第1項第7号のイの(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみ施設入所支援を提供する場合における当該施設入所支援の単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とすること。
    - (ア) 利用者の数が60以下 1以上
    - (イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
  - イ サービス管理責任者は、当該障害者支援施設において昼間実施サービス（条例第6条第4号に規定する昼間実施サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供する場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものであること。
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。
- 4 第2項の障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら機能訓練、生活訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第2項第2号のイ及び前項の生活介護の単位は、生活介護であつてその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
- 6 第2項第11号のア及び第4項の施設入所支援の単位は、施設入所支援であつてその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。
- 7 複数の昼間実施サービスを提供する障害者支援施設については、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、条例第11条第3項、第4項及び第5項（認定障害者支援施設に係る場合を除く。）の規定にかかわらず、昼間実施サービスを提供する場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 複数の昼間実施サービスを提供する障害者支援施設は、条例第11条第6項並びにこの条第2項第

2号のウ、第3号のイ、第5号のイ、第8号のウ、第9号のイ及び第10号のイの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第5条 条例第18条第6項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

(地域連携推進会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第6条 条例第19条の2第2項に規定する地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(就労継続支援B型の工賃)

第7条 就労継続支援B型の提供に当たり、条例第24条第1項の規定によりそれぞれの利用者に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第8条 条例第34条の規則で定める給付金は、利用者に係る省令第33条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金とする。

2 条例第34条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 利用者に係る金銭を前項の給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第9条 条例第38条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

追加〔令和3年規則74号〕

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第10条 条例第40条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

追加〔令和3年規則74号〕

(虐待の防止のための措置)

第11条 条例第44条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

追加〔令和3年規則74号〕

(電磁的記録等)

第12条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第2項の規則で定める身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設は、省令附則第15条に規定する身体障害者療護施設(以下「身体障害者療護施設」という。)及び同条に規定する身体障害者授産施設(以下「身体障害者授産施設」という。)並びに同条に規定する知的障害者更生施設(以下「知的障害者更生施設」という。)及び同条に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。)とする。

3 平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)について第3条第2号の規定を適用する場合においては、同号のうち「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

4 前項の規定にかかわらず、平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者授産施設であって障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下この項において「整備省令」という。)第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号。次項において「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。)附則第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設であって整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)附則第2条若しくは第3条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第3条第2号の規定を適用する場合においては、同号のうち「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

5 平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者療護施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について第3条第2号の規定を適用する場合においては、同号のうち「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

6 平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第3条第2号のキのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

7 平成18年10月1日前から引き続き存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第3条第8号の規定を適用する場合においては、同号のA中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。

8 平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの

施設の建物については、当分の間、第3条第8号のイの規定は、適用しない。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 新外部サービス利用型指定共同生活援助（この規則の施行の際現に指定共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成26年長野県条例第12号。次項において「改正指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。次項において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第119条に規定する指定共同生活援助をいう。）の事業を行う者が引き続き外部サービス利用型指定共同生活援助（第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第54条の5に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。）の事業を行おうとする場合における当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業をいう。次項において同じ。）の事業に対する新規則第54条の6の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。
- 3 前項の規定によるほか、新外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、この規則の施行後最初の指定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定をいう。）の更新の日（その日の前日までの間に受託居宅介護サービス（新規則第54条の5に規定する受託居宅介護をいう。次項において同じ。）を提供する場合にあっては、当該提供をする日）までの間は、改正指定障害福祉サービス事業等基準条例による改正後の指定障害福祉サービス事業等基準条例第13章（第120条の3を除く。）及び新規則第13章（第54条を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 附則第2項に規定する者に係る新規則第54条の10の規定の適用については、同条第1項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の開始前」とあるのは、「受託居宅介護サービスを提供する前」とする。

附 則（令和3年4月1日規則第74号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和3年7月1日規則第91号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。